

原子炉等規制法等平成29年改正法の施行状況の検討結果

令和4年6月15日
原子力規制庁

1. 趣旨

本議題は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成29年法律第15号。以下「改正法」という。）附則第18条の規定に基づき、改正法の施行状況の検討結果を報告し、その結果に基づき講じる措置の了承について諮るものである。

2. 改正法の施行状況の検討について

改正法附則第18条において、「政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」旨が定められている。

改正法の施行日は平成29年4月から令和2年4月までの6段階に分かれており、第一段階の施行から、ちょうど5年が経過したところであり、この機に改正法の全体について、今の段階での施行状況の検討を行った。

3. 施行状況の検討結果

改正法の施行状況の検討結果は、次のとおり（実績件数等について特段の時点の表記のないものは、当該条文施行日から令和3年度末時点までの状況）。なお、詳細は別添のとおり。

(1)改正法第1条関係（平成29年7月施行）

①使用・国際規制物資使用者の地位の承継

法人等の合併、分割及び相続に係る承継の手続は、使用者で7件、国際規制物資使用者で25件実施されており、本制度は適切に運用されている。

【改正概要】法人の合併、分割等があったときは、認可・届出を経てその地位を承継することとした。

②使用施設等に係る保安措置命令

施行に必要な規則等の制定は行われている。措置を命じた実績はないが、検査指摘事項を通じて、使用者に改善を促している。

【改正概要】使用者は保安のために必要な措置を講じるとともに、原子力規制委員会は保安のために必要な措置を命ずることができることとした。

③国際規制物資使用者における核燃料物質の譲渡譲受

少量の核燃料物質の譲渡譲受は246件実施されており、本制度は適切に運用されている。

【改正概要】国際規制物資使用者間での少量の核燃料物質の譲渡譲受ができることとした。

④原子力施設に係る基準の明確化

技術情報検討会を通じた最新知見の取り入れ、審査実績を踏まえた規制基準の要求内容の具体化、表現の改善を計画的に行うなど、基準の明確化に努めている。

【改正概要】原子力施設に係る基準を定めるに当たり、原子力の研究、開発利用における安全に関する最新の知見を踏まえ、当該基準の明確化に努めることとした。

(2)改正法第2条関係（平成30年10月施行）

①廃止措置実施方針の作成等の義務化

必要な全ての事業者において、廃止措置実施方針が作成及び公表されており、本制度は適切に運用されている。

【改正概要】事業者は、廃止措置方針を作成し、これを公表しなければならないこととした。

②廃棄物埋設事業に関する規制の強化

本制度の施行に当たって必要な規則等の制定を行った。

【改正概要】第二種廃棄物埋設の事業の許可を受けないで、第一種廃棄物埋設施設において第二種廃棄物埋設を行うことができることとした。

③指定廃棄物埋設区域に関する規制の追加

本制度の施行に当たって必要な規則等の制定を行った。

【改正概要】原子力規制委員会は、廃棄物埋設事業に係る敷地及びその周辺に、指定廃棄物埋設区域を指定することとした。

(3)改正法第3条関係（令和2年4月施行）

①原子力規制検査

本制度は、国際原子力機関（IAEA）の勧告等を踏まえ、事業者の安全活動に着目（パフォーマンスベースト）し、かつ、リスク情報を活用（リスクインフォームド）した検査制度とすべく、米国の検査制度を参考に整備した。本制度の施行前には、平成28年5月から検査制度の見直しに関する検討チームを設置して外部有識者及び事業者から意見を聴取して本制度の詳細設計を行ったほか、平成30年10月から試運用を行い、検査官の習熟を図ると共に本制度の実効性を検証した。また、これと並行して、米国における検査の実態を把握するため平成28年6月から平成30年6月まで米国原子力規制委員会（NRC）にのべ10名の職員を派遣したほか、平成29年10月から10回にわたってNRC検査官を招へいし、本制度の検討状況や検査官の教育について助言を受けた。

このように本制度は入念に事前準備を行った上で、令和2年4月から施行された。おおむね検査計画どおりに検査が行われており、検査指摘事項を60件確認するなど、本制度は適切に運用されている。また、本制度の施行後も、本制度の運用における課題については、外部有識者及び事業者から意見の聴取を行い、検査ガイド類の見直しを行うなど、継続的な運用の改善に努めている。

【改正概要】事業者は、使用前事業者検査等の実施状況、保安規定等に従って講ずべき措置の実施状況等について、原子力規制検査を受けることとした。

②原子力施設の保安のための業務に係る品質管理の要求

必要な全ての事業者において、許可の変更届出、保安規定の変更認可が行われ、品質管理体制が整備された。その実施状況は、原子力規制検査を通じて確認している。

【改正概要】設置許可等の条件として、保安のための業務に係る品質管理を追加した。

③使用前事業者検査

使用前事業者検査を事業者が適切に行っているかを確認する原子力規制検査を62件、チーム検査を通じて行った。本制度は適切に運用されている。

【改正概要】事業者自身が、設置又は変更の工事をする原子力施設について使用前事業者検査を行い、技術上の基準に適合しているかを確認することとした。

④定期事業者検査

定期事業者検査を事業者が適切に行っているかを確認する原子力規制検査を466件、日常検査を通じて行った。本制度は適切に運用されている。

【改正概要】事業者自身が、原子力施設について定期的に定期事業者検査を行い、技術上の基準に適合しているかを確認することとした。

(4)改正法第4条関係（平成30年4月施行）

①放射性廃棄物の廃棄に係る特例（原子炉等規制法上の廃棄物へのみなし規定）

本制度の施行に当たって必要な規則等の制定を行った。

【改正概要】放射性同位元素等規制法上の使用者等が原子炉等規制法の廃棄事業者に廃棄を委託した放射性同位元素又は放射性汚染物を核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物とみなすこととした。

②放射性同位元素等に係る事故等の際の報告の義務化

事故等の報告を17件受けており、本制度は適切に運用されている。

【改正概要】事業者は、放射線障害が発生する恐れのある事故その他の事象が生じた場合、原子力規制委員会等に報告しなければならないこととした。

③試験、資格講習、定期講習の課目の規則委任

放射線取扱主任者の試験等の課目を機動的に見直しすることができるよう規則に委任するとともに、これにより、事故対応に係る課目を追加する等課目の見直しを行っており、本制度は適切に運用されている。

【改正概要】放射線取扱主任者の試験、資格講習及び定期講習の課目を、原子力規制委員会規則で改正できるようにした。

(5)改正法第5条関係（令和元年9月施行）

①工場等における特定放射性同位元素の防護措置義務

改正法の施行前から、特定放射性同位元素を取り扱う使用者等の理解促進を図るため、対象使用者等に対し、法令改正の説明会及び育成プログラムに取り組んでおり、該当する全ての使用者等において、改正法に基づいてあらかじめ防護規程の届出がなされた。そして、これまでの立入検査等により、使用者等において、防護規程等に基づき特定放射性同位元素の防護のために必要な措置が講じられていることを確認している。

これらのことから、当該使用者等において法令に基づいた防護措置が確保されるとともに、セキュリティ意識の向上が図られているものと考えられることから、本制度は適切に運用されている。

【改正概要】使用者等が特定放射性同位元素を工場等で取り扱う場合、防護のための必要な措置を講じることを義務付けた。

②運搬に係る特定放射性同位元素等の防護措置義務

改正法の施行前から、特定放射性同位元素を取り扱う許可届出使用者等の理解促進を図るため、対象使用者等に対し、法令改正の説明会及び育成プログラムに取り組んでいる。そして、これまでの立入検査等により、許可届出使用者等において、特定放射性同位元素の運搬の際に防護のために必要な措置が講じられていること及び取決め締結届の内容のとおり適切に取決めがなされていることを確認している。

これらの状況から、当該許可届出使用者等において法令に基づいた防護措置が確保されるとともに、セキュリティ意識の向上が図られているものと考えられることから、本制度は適切に運用されている。

【改正概要】許可届出使用者等が特定放射性同位元素を工場外で運搬する場合、放射線障害の防止及び特定放射性同位元素の防護のために必要な措置を講じることを義務付けた。

③特定放射性同位元素防護管理者の選任

改正法の施行前から、特定放射性同位元素を取り扱う使用者等の理解促進を図るため、対象使用者等に対し、法令改正の説明会及び育成プログラムに取り組んでおり、該当する全ての使用者等において、改正法に基づいてあらかじめ特定放射性同位元素等防護管理者の選任の届出がなされた。そして、これまでの立入検査等により、特定放射性同位元素を防護するため選任された特定放射性同位元素防護管理者が必要な業務を適切に遂行していることを確認している。

これらの状況から、当該使用者等において法令に基づいた防護措置が確保されるとともに、セキュリティ意識の向上が図られているものと考えられることから、本制度は適切に運用されている。

【改正概要】特定放射性同位元素を取り扱う使用者等は、特定放射性同位元素防護管理者を選任することを義務付けた。

④登録運搬物確認機関の要件の追加

登録運搬物確認機関において、特定放射性同位元素防護措置の知識等を有する者により必要な運搬物確認が行われていることを立入検査等で確認しており、本制度は適切に運用されている。

【改正概要】登録運搬物確認機関の要件として、運搬物確認員が特定放射性同位元素の防護に係る知識及び経験を求めることとした。

⑤放射線同位元素等に係る使用者等の責務

立入検査において確認を行った使用者等においては、いずれも業務の改善等の自主的な改善取組が行われており、本制度は適切に運用されている。

【改正概要】使用者等は、最新の知見を踏まえつつ、放射線障害の防止及び特定放射性同位元素の防護に関し、必要な措置を講ずる責務を有するものであるものとした。

(6)改正法第6条関係（平成29年4月施行）

放射線審議会は、眼の水晶体に係る放射線防護の在り方についての意見具申や、放射線防護の基本的考え方についての文書を取りまとめるなど、実績を重ねている。

【改正概要】放射線審議会の役割として、放射線障害防止の技術的基準に関する事項に関し、関係行政機関の長に意見を述べるができるものとした。

4. 検討結果に基づき講じる措置（委員会了承事項）

施行状況を検討した結果、改正法はおおむね適切に運用されており、更なる法改正を要する事項は、現時点では見当たらない。今後も上述の検討結果にあるような継続的な改善を着実に進めていくこととしたい。

また、今後、国際原子力機関の総合規制評価サービス（IRRS）及び国際核物質防護諮問サービス（IPPAS）を受検する際に、改正法の施行状況についても説明し、評価を受けることとしたい。

<添付資料>

別添：改正法施行状況の検討結果集